

議案第 2 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年8月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

沖縄県立浦添工業高等学校及び沖縄県立那覇商業高等学校における特色ある学校づくりの充実に資するため、学科の新設及び統廃合を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立浦添工業高等学校の項中「情報技術科」を「情報技術科
建築科」に改め、同表沖縄県立那覇商

業高等学校の項中「商業科
会計科」を「商業科」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 沖縄県立那覇商業高等学校の会計科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、なお存続するものとする。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 浦添工業高等学校のインテリア科の入学者選抜志願者数は、ここ数年下降傾向にあり、2クラス80名の定員を充足させることが厳しい状況が続いている。また、浦添工業高等学校には、県内における建設業及びその関連産業の人手不足を解消するため、これらの産業の担い手の育成が求められている。
- (2) (1)を踏まえ、浦添工業高等学校に地域のニーズに応じた建築科を設置し、定員を1クラス40名とするとともに、同校のインテリア科の定員を2クラス80名から1クラス40名とすることにより、県内における建設業及びその関連産業の担い手の育成を図る必要がある。
- (3) 那覇商業高等学校の特色ある学校づくりに資するため、同校の会計科を商業科に統合し、新たに会計類型、マーケティング類型及びマネジメント類型を設置する必要がある。
- (4) なお、(3)の統合と併せ大規模校の改善を図るため、那覇商業高等学校の学科及びクラス数を、商業科4クラス、会計科2クラス、情報処理科2クラス及び国際経済科1クラスの合計9クラスから、商業科5クラス、情報処理科2クラス及び国際経済科1クラスの合計8クラスとすることとしている。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立浦添工業高等学校に建築科を設置し、沖縄県立那覇商業高等学校の会計科を廃止する。(別表第1関係)
- (2) この規則は、令和5年4月1日から施行する。(附則第1項)
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、沖縄県立那覇商業高等学校の会計科は、令和7年3月31日までの間、なお存続する。(附則第2項)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正案	現行																																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(学校の目的)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(名称、位置等)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校の目的)</p> <p>第2条 学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>(名称、位置等)</p> <p>第3条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。</p>																																				
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>科</th> <th>課程</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立浦添工業高等学校</td> <td>浦添市経塚</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>情報技術科 建築科 インテリア科 デザイン科 調理科</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立那覇商業高等学校</td> <td>那覇市松山</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>商業科 (削る。) 情報処理科 国際経済科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	科	課程	修業年限	学科	沖縄県立浦添工業高等学校	浦添市経塚		全日制	三年	情報技術科 建築科 インテリア科 デザイン科 調理科	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 (削る。) 情報処理科 国際経済科	<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>科</th> <th>課程</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立浦添工業高等学校</td> <td>浦添市経塚</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>情報技術科 (新設) インテリア科 デザイン科 調理科</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立那覇商業高等学校</td> <td>那覇市松山</td> <td></td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>商業科 会計科 情報処理科 国際経済科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	科	課程	修業年限	学科	沖縄県立浦添工業高等学校	浦添市経塚		全日制	三年	情報技術科 (新設) インテリア科 デザイン科 調理科	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 会計科 情報処理科 国際経済科
名称	位置	科	課程	修業年限	学科																																
沖縄県立浦添工業高等学校	浦添市経塚		全日制	三年	情報技術科 建築科 インテリア科 デザイン科 調理科																																
沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 (削る。) 情報処理科 国際経済科																																
名称	位置	科	課程	修業年限	学科																																
沖縄県立浦添工業高等学校	浦添市経塚		全日制	三年	情報技術科 (新設) インテリア科 デザイン科 調理科																																
沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山		全日制	三年	商業科 会計科 情報処理科 国際経済科																																

		定時制	三年以上	商業科

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

参照条文

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

- 第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。
- 3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。